

平成23年第11回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年11月30日・午後2時30分・受付 No.1

議席	通告者氏名
12番	佐藤長平

質問事項・内容		答弁者	答弁内容
1. 村の除染再生と仕事づくりについて			
1-1	除染なくして村への帰還なし。除染なくして村の復興はないが除染事業の責任は、人災の発生者である東京電力と政府にあることから、国県に任せきりになると村の主体性確立を失い村民の利益が損なう恐れがあるので所見を伺う。	村長	
1-2	除染事業(23年度モデル事業)に参入するゼネコグループをめぐる憶測が広まっている中で、仮称の除染事業協同組合は、仕事づくりにおける村民利益に十分応えられる組織となるのか、所見を伺う。	村長	
1-3	除染における国の財政支援は被災地に十分行き渡らなければならないが、除染物の仮置き場も環境対策で十分な安全と安心対策が必要と思われるが、所見を伺う。	村長	
1-4	森林の除染について、緩衝地帯のみの除染と聞こえてくるが、これほど資産価値が最低に下落してしまったので、公有林と民有林の損害賠償はむろんのことと、森林の再生が終わるまでの財政支援を国に求める必要があると思うが、所見を伺う。	村長	
1-5	林野庁が発表した森林除染事業の視点において被災市町村一ヶ所のバイオ発電所の設置案と議会が研修したバイオエタノール工場について、村のおかれた立場からの所見を伺う。	村長	

平成23年第11回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年11月30日・午後2時35分・受付 No.2

議席	通告者氏名
1番	松下義喜

質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
1. 復興対策と支援について			
1-1	原発災害によって避難している状況の中、村民の所得向上につながる平成24年度の事業や避難生活の安心安全を守る事業をどのように組み立てるのか伺う。	村長	
1-2	村の放射能除染モデル事業と村民の所得向上対策の関係について伺う。	村長	
1-3	戻りたくとも戻れないと考えている人々の支援を早急にすべきと思うが伺う。	村長	
2. 村民の安全安心対策について			
2-1	冬期間の交通安全の確保と除雪体制について伺う。	村長	
2-2	村に残っている財産の確保のため見守り隊を臨時の消防団員に任命し、消防活動体制を整える考えはないか伺う。	村長	

平成23年第11回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年12月1日・午前9時35分・受付 No.3

議席	通告者氏名		
4番	伊東利	質 問 事 項 ・ 内 容	
		答 弁 者	答 弁 内 容
1. コミュニティ作りについて		村長	
1-1	県借上げ住宅等のコミュニティ作りの進捗状況について、担当者等の配置はされているのか、その考え方について。 また、絆づくり事業によってできないのか伺う。		
2. 避難村民の防寒対策について		村長	
2-1	仮設住宅、特に借上げ住宅、アパート等の冬の防寒等対策について伺う。		
3. 損害賠償支援について		村長	
3-1	原発事故による損害賠償対策と請求事務について、行政（村）でも支援対策をとるとしているが、その体制について伺う。		
4. 子供の健康管理について		教育長	
4-1	小学生、中学生にガラスバッチを配布し、積算量チェック、健康管理と不安解消を図るべきと思うが所見を伺う。 (親達から要望・不満が多い住民懇談からも)		

平成23年第11回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年12月1日・午前11時46分・受付 No.4-1

議席	通告者氏名
10番	佐藤 八郎

質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
1. 村民生活支援について			
1-1	弱者対策をしっかりとやることで孤独感、精神的、経済的に不安ない安心・安全な生活の対策について。	村長	
1-2	支援物資をもらうことで、自立した仕事をしようとしなないことなどを考えると、本来の人としての生き方と違うものとなっている。施策の失敗もあるが、帰村となるまで人間らしい労働することや、昔のような家族暮らしとなるように自立するための施策を示せ。	村長	
1-3	行政責任として求められている村民のために進めようとしていることが、村民に知らされていない。「広報」「お知らせ版」のみでは先行きまで見通しがわからない現実である。プランを示すのにも具体的にわかりやすく示すべきである。	村長	
2. 村民の健康を守ることにについて			
2-1	放射性物質により健康被害になりやすい幼児・青少年層などは線量の高い村への一時帰宅など子供の動向等に注意すべき。また内部被ばくを防ぐ上からの対策を具体化すべきである。	村長	
2-2	避難生活が大変で村に戻る方、草刈り作業をする方等、日中には1000人超える方が放射線量の高い村に居住しているため、村民一人一人に内部被ばくがわかる線量計と検査が必要である。	村長	
2-3	これからも定期的に内部被ばく量がどれだけ減っているか確認が必要である。各自が理解できる検査と記録していける「被ばく手帳」等必要である。	村長	

平成23年第11回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年12月1日・午前11時46分・受付 No.4-2

議席	通告者氏名		
10番	佐藤 八郎		
質問事項・内容		答弁者	答弁内容
3. 村民にわかりやすい行政について			
3-1	原発の収束も、除染の技術・方法も具体的に確立していない現在にあって、前から要求しているように村民の要望に添った村民がわかりやすい組織体制にすべきである。避難生活、損害賠償、除染、雇用等専門チームとして、村民の不安、願い等に寄り添った仕事をすべきである。	村長	
3-2	インターネット、ホームページ等で、情報が具体的に伝えられ知らせることができるようにすべきである。	村長	
4. 村民の安全確保について			
4-1	冬に向かって除雪、各家庭に街路灯設置、帰村して働いている方、住んでいる方等の緊急時に対応できる体制づくりを具体化すべきである。	村長	
4-2	村内で働く方々は、自分の放射性物質の影響を十分理解しておられるか。個人で一時帰宅する人も内部被ばくがあるので行政責任としてきちんとすべきである。	村長	

平成23年第11回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成23年12月1日・午前11時46分・受付 No.4-3

議席	通告者氏名
10番	佐藤 八郎

質問事項・内容		答弁者	答弁内容
5. 除染関係について			
5-1	除染する目標値はいくらとするのか。どのような計測と期間をもってやるのか。	村長	
5-2	仮置き場について説明会を3回開いたが、小宮地区、南相馬市等村で関係者の方々の同意はとれたか。実施内容、出された意見、結果を示せ。	村長	
5-3	仮置き場は3年間としているが、スタートと終期はいつになるのか。全村除染は国の施策によることが大であり何年続くのか見通しもないが、期間と安心・安全を保障できるのか。	村長	
6. 復興について			
6-1	復興計画村民会議で策定中と、去る11月24日の回答書にあるが、この村民会議は公正公平なものなのか。4月15日生活と健康を守る会への要求に対する回答はいまだもってない。なぜなのか。また、土台となる素案づくりにアドバイザーの助言・提示にも応えない。村民の委員が少ない。12月議会までと急がせる。村民のための村民による村民会議ではなく、訪問者や答弁するための役割となっている会議内容でないか。	村長	
6-2	村民全体の共通認識と目標とならない計画では復興・帰村とはならない。子供、家族が安心・安全に戻れるのが復興であり、避難生活の中でも一人一人が自立して生き、健康で暮らせる計画とすべきでないか。	村長	